

エンドユーザーサブスクリプション契約

本エンドユーザーサブスクリプション契約（「EUSA」）は、SaaSpresto Ltd.（「再販業者」または「WhistleB」（該当する場合））、および本 EUSA が参照により組み込まれている注文確認書（第 1.2 節で定義のとおり）に署名する事業者（「エンドユーザー」）による最終署名日（以下「発効日」）に締結されます。本 EUSA に含まれる相互の特約および条件を考慮し、法的拘束力があるものとして、両当事者は以下の通り合意します。

1.0 目的と適用範囲

1.1. エンドユーザーサブスクリプション契約。エンドユーザーは、該当する注文確認書に記載されている再販業者（「再販業者」）を通じてサービスを購入することを選択しました。本 EUSA は、再販業者によるエンドユーザーへのサービスの提供に関して、エンドユーザーと再販業者との間で適用される一般条件を定めるものです。「サービス」とは、SaaS オファリング（第 2.1 節に定義）および、注文確認書に規定される、再販業者がエンドユーザーに提供するその他のサービスを総称します。この EUSA およびすべての注文確認書、参照により EUSA に組み込まれたその他の文書を総称して、「本契約」といいます。

1.2. 注文確認書。提供されるサービス、およびサービス固有の利用規約は、本 EUSA が適用される別の文書（「注文確認書」）に記載されます。別紙 B に規定されているサービス固有の利用規約は、本サービスに適用されるものとします。

1.3. 関係会社。「関係会社」とは、本 EUSA の当事者を支配し、支配され、または共通の支配下にある法人を意味します。エンドユーザーは、(i)エンドユーザーとその関係会社による本サービスの合計使用量が、適用されるサブスクリプション指標（第 2.1 節に定義）を超えないこと、(ii)エンドユーザーは、当該関係会社が本契約の適用条件および義務を遵守することを保証すること、(iii)エンドユーザーは、当該関係会社による本サービスのすべての使用およびアクセスについて責任を負うことを条件として、関係会社による本サービスの使用を承認することができます。

1.4. 優先順位。本 EUSA の諸条件と注文確認書の諸条件が矛盾する場合は、注文確認書の諸条件が優先されるものとします。

1.5. 適用法。「適用法」とは、当事者に適用される法律、規則、または規制を意味します。

2.0 サービス

2.1. 使用の許諾。対象のサービス期間（第 6.2 節に定義）の間、再販業者が適用料金を支払い、エンドユーザーが本契約を遵守することを条件に、再販業者は、エンドユーザーに対し、情報の管理および調整を目的とするエンドユーザーの内部使用のために、再販業者がユニフォーム リソース ロケータ (URL) 経由でオンラインでエンドユーザーに提供する、適用される注文確認書で特定される独自の SaaS 型サービス（「SaaS オファリング」）に全世界においてアクセスし使用する移転および譲渡不可の権利を許諾します。エンドユーザーの使用は、適用される注文確認書に指定および/または定義されたサービスの使用制限（「サブスクリプション指標」）により制限されます。

2.2. オンラインアクセス、環境、ホスティングインフラストラクチャ。再販業者は、適用される注文確認書、および本サービスの操作方法を説明するユーザー指示書、リリースノート、マニュアル、オンラインヘルプファイル（これらを総称して「技術文書」といい、これらは随時更新される）に従って、再販業者の顧客に一般的に提供される方法で、エンドユーザーに対し、SaaS オファリングへのオンラインアクセスおよび使用を提供します。エンドユーザーは、サポートされているエンドユーザー提供のブラウザを使用して SaaS オファリングにアクセスします。NAVEX 社および再販業者は、エンドユーザーが SaaS オファリングにアクセスして使用するために必要なすべてのコンピューターハードウェア、ソフトウェア、通信システム、ネットワーク、およびその他のインフラストラクチャ（「ホスティングインフラストラクチャ」）を、直接、または指定された第三者のサプライヤーもしくはデータセンターを介して取得し維持するなど、SaaS オファリングのホスティングと管理に責任を負います。再販業者は、再販業者が SaaS オファリングの顧客に一般的に提供するすべてのアップデートとアップグレードを管理し、ホスティングインフラストラクチャ内にインストールします。エンドユーザーは、インターネットアクセスおよび適切な帯域幅を含むがこれに限定されない、SaaS オファリングにアクセスするために必要なすべての機器および技術を自己の費用負担で取得および維持することに単独で責任を負うものとします。

2.3. サービスレベル。NAVE 社および再販業者は、SaaS オファリングの可用性が予定された可用性の 99.5% 以上であることを保証するものとします。再販業者は、すべての再販業者の顧客について四半期ごとに測定し、SaaS オファリングの可用性を四半期ごとに会計処理するものとします。

2.4. アップデート。アクセスは、NAVEX 社および再販業者の運用環境における本サービスのバージョンに制限されます。再販業者は本サービスを定期的に更新し、本サービスが利用できない場合、サポート終了時、またはソフトウェア要件の変更が発生した場合に、本サービスを更新する権利を留保します（ただし、かかる変更が本サービスの機能の大幅な低下をもたらさないことを条件とします）。

2.5. 使用可能な範囲。エンドユーザーは、再販業者が本サービスを通じて送信されるエンドユーザーデータを監視も評価もしないこと、および再販業者がエンドユーザーデータの内容について責任を負わないことを認め、同意します。エンドユーザーは、許可された合法的な目的でのみ、適用法を遵守して本サービスを独占的に使用するものとします。エンドユーザーは、再販業者が作成したレポートおよびその他の資料が適用法に違反せず、第三者の権利を侵害しない方法で適切に使用されるよう、単独で責任および義務を負うものとします。

2.6. セキュリティ。NAVEX 社および再販業者は、偶発的または違法な損失、アクセス、または開示からエンドユーザーデータを保護するために設計された、商業的に合理的かつ適切な措置を実施するものとします。再販業者は、そのアクセスを許可する目的で SaaS オファリングによって受信および処理される、そのシステム内に存在するアカウント名とパスワードのセキュリティと機密性を確保する責任を負います。エンドユーザーは、エンドユーザーが本サービスの使用を許可した個人（「ライセンスユーザー」）に対し、それぞれのアカウント名とパスワードを厳重に保管するよう指示する責任があります。エンドユーザーは、アカウント名またはパスワードが紛失、盗難、またはその他の方法で漏洩した場合、速やかに再販業者に通知することに同意します。エンドユーザーは、(i)本サービス、または SaaS オファリングに関連する、または SaaS オファリングに関連して使用されるネットワーク、サーバー、データ、コンピュータ、その他のハードウェア、または SaaS オファリングのいずれかの部分をホストまたはインターフェイスで接続している第三者のセキュリティを侵害したり、侵害しようと試みないものとし、(ii)SaaS オファリングのプライバシー、セキュリティ、使用、再販業者の他のエンドユーザーまたは第三者の業務や資産を妨害もしくは侵害するように設計されたソフトウェア、ファイル、その他のツールやデバイスを SaaS オファリングを通じて使用したり配布したりしないものとします。エンドユーザーは、SaaS オファリングの使用に関するユーザー認証要件を遵守します。エンドユーザーは、ライセンスユーザーによる SaaS オファリングへのアクセスと使用の管理を監視する責任を単独で負うものとします。ライセンスユーザーが本契約の重大な条項を遵守しなかった場合、エンドユーザーによる重大な違反とみなされ、再販業者は、かかる違反に起因してエンドユーザーまたは第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。エンドユーザーは、アクセス ID のセキュリティに何らかの侵害がある場合、または当該アクセス ID の不正使用が疑われる場合もしくは発生した場合には、ライセンスユーザーのアクセス ID を終了させるために、再販業者に通知（第 12.4 節に定義）することを含む、必要なすべての措置を直ちに講じる必要があります。

2.7. サポート。サポートは、別表 1 に定めるところにより行うものとします。追加のサポートを要求する場合は、追加料金が発生する可能性があります。再販業者は、(i)再販業者またはそのライセンサー以外の者によって変更または修正された SaaS オファリングに関して、(ii)技術文書および本契約に従わずに使用される SaaS オファリングに対して、または(iii)再販業者が提供したもの以外のシステムまたはプログラムに起因するエラーおよび/または誤動作に関しては、サポートを提供するいかなる義務も負いません。

3.0 専有的権利

3.1. 所有権。各当事者は、本契約に先立ち、または本契約の範囲外で取得または開発した著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権または所有権に関するすべての権利、権原、および利益を保持するものとします。エンドユーザーは、本契約に基づいて提供されるすべてのエンドユーザーコンテンツおよびその派生物の著作権、商標権、特許権を含むすべての権利、権原、および利益（以下、総称して「エンドユーザーの知的財産」）を保持するものとします。個人データ（別紙 A に定義）を含むが、使用データ（第 3.4 節に定義）を除く、本サービスの要求に応じて再販業者が収集、受信、または処理するデータ（以下総称して「エンドユーザーデータ」）は、エンドユーザーの独占的財産となります。再販業者は、本契約に基づき提供されるあらゆるサービスおよびその派生物の著作権、商標権、特許権を含むすべての権利、権原、および利益（以下総称して「再販業者の知的財産」）を所有し、保持するものとします。いずれの当事者も、本契約に基づく履行により、相手方当事者の知的財産権に関する権利、権原、または利益を取得することはありません。明示的に許諾されていないすべての権利は、それぞれの所有者が排他的に専有しており、いかなる黙示的権利も存在しません。

3.2. ライセンス権。

- (i) 再販業者はエンドユーザーに対し、本契約期間中、本契約の条項に従って再販業者の知的財産を使用するエンドユーザーの事業運営を促進するという唯一かつ限定的な目的のために、すべての再販業者の知的財産を複製、送信、実行、コピー、表示、配布、およびその他の方法で使用し、限定的、非独占的、世界的、移転不可、ロイヤリティフリーのライセンスを付与します。エンドユーザーは、

NAVEX 社および再販業者の商標またはサービスマークの使用は、再販業者の利益のためにのみ有効であり、エンドユーザーはいかなる時点でも再販業者の商標またはサービスマークの権利を取得しないことに同意するものとします。エンドユーザーは、再販業者の知的財産における再販業者の権利を危険にさらすような行動をとってはなりません。エンドユーザーは、再販業者の資料に関する著作権、特許、商標、サービスマーク、または所有権の表示を不明瞭にしたり、変更したり、追加したり、削除したりしてはなりません。

- (ii) エンドユーザーは再販業者に対し、本契約期間中、本契約の条件に従ってエンドユーザーにサービスを提供するという唯一かつ限定的な目的のために、エンドユーザーの知的財産を複製、送信、実行、複写、表示、配布、書式設定のみを目的とした派生物の作成、およびその他の方法で使用する、限定的、非独占的、世界的、移転不可、ロイヤルティフリーのライセンスを付与します。再販業者は、エンドユーザーのあらゆる商標またはサービスマークの使用は、エンドユーザーの利益のためにのみ有効であり、再販業者はいかなる時点でもエンドユーザーの商標またはサービスマークの権利を取得しないことに同意するものとします。再販業者は、エンドユーザーの知的財産に対するエンドユーザーの権利を危険にさらすような行動をとってはなりません。再販業者は、エンドユーザーの資料に関する著作権、特許、商標、サービスマーク、または所有権の表示を不明瞭にしたり、変更したり、削除したりしてはなりません。

3.3. 制限事項。 エンドユーザーは、以下を行わないものとします。(i)再販業者とエンドユーザーとの間の別個の契約で許可されている場合を除き、本サービスまたはその一部を販売、再販、配布、ホスト、リース、レンタル、ライセンス、またはサブライセンス（第三者への処理サービスの提供、またはサービスビューロに基づく本サービスの使用を含むが、これに限定されない）すること。(ii)本サービスまたはその一部をリバースエンジニアリングしたり、または本サービスに含まれるソースコードもしくは営業秘密を発見しようとする。 (iii)本サービスに基づく派生物を作成または開発すること。(iv)本サービスまたはその一部を修正、翻案、改ざん、またはその他の方法で変更を加えること。(v)技術文書または本契約で許可されていない方法、または適用法に違反して本サービスを使用すること。(vi)再販業者の事前の書面による同意なしに、外部公開を目的とした評価、ベンチマーク、またはその他の比較分析を目的として本サービスを使用すること、または使用を許可すること。ただし、再販業者は合理的な理由なく事前の書面による承諾を留保しないものとします。前述の第 (vi) 項にかかわらず、適用法に従い、エンドユーザーは、再販業者のサービスを使用するために、エンドユーザーの契約に関連する社内または規制上の通信において、再販業者の名前を使用することができます。

3.4. データ集計と使用データ。 エンドユーザーは、再販業者が、本サービスの一環として、企業倫理およびコンプライアンスプログラムの有効性と傾向に関する分析および報告を目的として、特定のエンドユーザーデータ（個人データを除く）にアクセスし、コンパイルすることを許可するものとします。再販業者がアクセスおよびコンパイルするエンドユーザーデータは、業界、企業規模、国、地域、またはその他の関連する分類に従って、すべての再販業者エンドユーザーにわたる他の同様のデータと共に集計されるものとし、エンドユーザーを特定するようないかなる方法でも使用されないものとします。エンドユーザーは、再販業者がライセンスユーザーの行動をよりよく理解し、ライセンスユーザーにソフトウェアアプリケーションの機能改善およびその他の関連する機能強化を提供できるようにするために、再販業者がサービス内で特定の第三者のソフトウェアを採用していることを理解するものとします。そのような使用によって収集されたデータ（「**使用データ**」）には、個人データは含まれないものとしますが、ブラウザの種類、アクセスしたページ、使用した機能、オペレーティングシステムのバージョンなどの情報が含まれる場合があります。

4.0 個人データの処理。 エンドユーザーは、再販業者が、本サービスの提供において、別紙 A として本書に添付されているデータ処理覚書に詳述されているように、特定の個人データを収集、処理、使用、および/または保存することを認め、これに同意するものとします。

5.0 手数料。

5.1. 手数料。 エンドユーザーが再販業者のサービスに対して支払うべき手数料は、再販業者が決定し、エンドユーザーと再販業者の間でのみ決済されるものとします。再販業者が他の再販業者に支払うべき手数料は、再販業者間で別途定めるものとします。

5.2. サブスクリプション指標。 本サービス期間中、エンドユーザーは常に、本サービスの 100%の使用に対応する十分なサブスクリプション指標を確保する責任を負うものとします。

6.0 期間と終了

6.1. EUSA 期間。 本 EUSA は、本契約に定めるとおりに終了するまで（「**期間**」）有効であるものとします。

6.2. サービス期間。購入された各サービスの初期期間、および更新権または延長の期間（「サービス期間」）は、適用される注文確認書に規定されるとおりです。

6.3. 未払いによるサービス停止。再販業者が善意で異議を唱えなかった料金が支払期日を 30 暦日以上経過している場合、再販業者は、利用可能な他のすべての権利および救済措置に加えて、本サービスの提供または本サービスへのアクセスを停止する権利を有します。

6.4. 終了。本契約は、(i)相手方当事者が本契約の重大な違反を犯し、違反していない当事者から通知を受け取ってから 30 暦日以内に違反を是正しない場合に違反していない当事者によって、(ii)第 7.5 節（侵害救済）に定める場合、(iii)第 12.6 節（法律の遵守）に定める場合、(iv)相手方当事者が支払不能になった（支払期日が到来した債務を返済できない）場合、または破産、後見人制度、管財人制度、もしくは同様の手続の対象となった場合、または債権者の利益のために包括的な譲渡を行った場合、(v)未発行の注文確認書がない場合に随時、いずれかの当事者によって、(vi)再販業者が善意で異議を唱えていない手数料の支払期日が 30 暦日以上経過しており、10 暦日の通知後に再販業者によって、終了することができます。

6.5. 部分終了。当事者が第 6.4 節（終了）に従って本契約を終了する権利を有する場合、当該当事者は、自らの裁量により、本契約全体または適用される注文確認書を終了することができます。終了されない注文確認書は、本 EUSA の条件に基づき、引き続き完全に効力を有するものとします。

6.6. 終了または部分終了の効果。本契約が終了した場合、両当事者が有するその他の権利または救済手段を損なうことなく、本契約に基づいてライセンス許諾されたすべての権利および義務は、別段の定めがない限り、直ちに消滅するものとします。各当事者は、本 EUSA に従って、内部記録保持および適用法の遵守のために必要な機密情報のコピーを保持することができます。

7.0 保証および免責事項。

7.1. サービス保証。NAVEX 社および再販業者は、次のことを保証します。(i)SaaS オファリングが、第 2.4 節に従って更新され、最新の技術文書に従って使用される場合、該当するサービス期間中、かかる技術文書に規定されているすべての重要な点で機能すること、(ii)本サービスのすべては、業界標準に従って専門的な方法で実施されること、(iii)再販業者は、「バックドア」、「時限爆弾」、「トロイの木馬」、「ワーム」、「ドロップデッド装置」、「ウイルス」、「予防ルーチン」、またはその他の同様のコンピュータソフトウェアルーチンが入るようにシステムを設計しないこと。

7.2. サービス保証の違反に対する救済措置。第 7.1 節への違反があった場合、NAVEX 社および再販業者は、エンドユーザーが再販業者に報告し、技術文書に記載され、再販業者が該当するサービス期間中に複製できるとされているサービスの機能仕様に適合するため、サービスの重大な障害（「エラー」）を是正するよう真摯に努力するものとします。上記は、第 7.1 節の未是正の違反に対するエンドユーザーの唯一の救済手段であり、再販業者の唯一の責任となります。再販業者は、以下に起因するいかなるエラーも修正する義務を負わないものとします。(i)再販業者が提供していないコンポーネントまたはコンテンツ、(ii)本サービスの不正使用または技術文書および本契約を遵守しない本サービスの使用、(iii)エンドユーザー、その代理人、またはそのライセンスユーザーが本サービスに導入した、あるいはエンドユーザーの本サービス利用の結果として本サービスに導入された、ウイルス、悪意のあるソフトウェア、またはその他の破壊的なプログラムまたはアプリケーション。

7.3. エンドユーザー保証。エンドユーザーは、以下を表明し、保証します。(i)エンドユーザーおよびライセンスユーザーは、すべてのエンドユーザーデータおよび本サービスに提出されたその他のデータおよび情報を提供する権限を有すること。(ii)エンドユーザーおよびライセンスユーザーによる本サービスの使用およびエンドユーザーデータの提供は、適用法を遵守していること。(iii)本契約に基づく再販業者の義務を履行するためにエンドユーザーが再販業者に提供するエンドユーザーの知的財産は、第三者の知的財産権またはその他の所有権を侵害していないこと。(iv)エンドユーザーは、SaaS オファリングまたはその他のサービスに基づいて派生物を変更または作成したり、SaaS オファリングまたはその他のサービスまたは派生物をデコード、解読、逆コンパイル、逆アセンブル、またはリバースエンジニアリングしようと試みないこと。

7.4. 相互保証。各当事者は、以下のことを表明し保証します：(i)本 EUSA の締結、交付および履行は、執行当事者によって正当に承認されており、かつ、これからも承認されるものとする。(ii)執行当事者の義務の履行が、その当事者が拘束されている他のいかなる契約とも矛盾せず、違反を生じさせず、または不履行を構成しないこと。(iii)執行当事者は、本契約に基づく義務に関して、すべての適用法を実質的に遵守していること。

7.5. 侵害救済措置。SaaS オファリングが第三者の知的財産権またはその他の所有権を侵害している場合、または SaaS オファリングが第三者の知的財産権またはその他の所有権を侵害していると NAVEX 社および再販業者が判断した場合、NAVEX 社および再販業者は独自の裁量で、(i)かかる侵害をしないように SaaS オファリングを修正し、(ii)影

響を受ける SaaS オファリングを引き続き使用するためのライセンスをエンドユーザーに取得させ、または(iii)(i) および(ii)のいずれも実用的でない NAVEX 社および再販業者が単独で判断した場合、影響を受ける SaaS オファリングを終了し、影響を受ける SaaS オファリングに対して支払われた料金の未使用分をエンドユーザーに返却します。両当事者が本 EUSA に基づく明示的な補償義務を果たすことも条件として、前文に規定された救済措置の 1 つまたは全部を再販業者が十分に履行することが、再販業者による侵害保証の違反、または適用される注文確認書の第三者の侵害申立による早期終了から生じた損害に対するエンドユーザーの唯一かつ排他的な救済策となるものとします。

7.6. **保証の否認。**本契約に定める保証および注文確認書に明示的に規定されている保証を除き、すべてのサービスは「現状有姿」、「利用可能な範囲」で提供され、再販業者は、法律で認められる最大限の範囲において、本サービス、派生物、マーク、または本契約に基づく再販業者の履行に関して、明示的、黙示的、または法定を問わず、他のすべての保証を否認します。これには、商品性、正確性、平穏享受、権原、非侵害、または特定目的への適合性に関する黙示保証、および取引の過程または履行の過程から生じる保証が含まれますが、これらに限定されません。再販業者は、エンドユーザーによる本サービスの使用が、連邦、地方、州、または地域の法律、規制、またはガイドラインの特定の要件を満たすことを明示的に保証するものではありません。

7.7. **追加の免責事項および契約。**

- (i) **法務サービス。**再販業者は法務には関与していません。本サービスの提供において、本質的に準法的な問題が発生する場合があります。これらの事項に関して再販業者が提供する記述または支援は、本サービスに関連して考慮されるべきビジネス上の問題に関する意見または助言として解釈される。エンドユーザーは、法的サービスを提供するために再販業者に依存していないことを表明し、これを保証します。
- (ii) **使用。**エンドユーザーは、本サービスの使用について全責任を負うことに同意し、これを認めるものとします。再販業者は、エンドユーザーによるサービスの使用、またはそこから得られた情報に関するエンドユーザーの作為または不作為の結果として生じるいかなる責任も明示的に否認します。ただし、かかる責任が再販業者による (a) 本 EUSA の重大な違反、または (b) 本サービスの提供における重過失の作為または不作為の直接的結果として最初に生じた場合は、この限りではありません。再販業者は、エンドユーザーが種類を問わず法定要件または規制要件に従わなかったことを理由に規制当局によってエンドユーザーまたはそのライセンスユーザーに課された罰金の支払いについては、一切責任を負いません。

8.0 **補償。**

8.1. **補償。**NAVEX 社および再販業者は、または(ii)SaaS オファリングが第三者の知的財産権を侵害または悪用しているという主張に関連または起因する範囲において、エンドユーザーおよびその役員、取締役、従業員、および代理人を、あらゆる申し立て、請求または要求に関連して第三者によって脅迫され、または提起された法的措置、訴訟、または訴訟手続による費用および経費（妥当な弁護士費用および支出を含む）、責任、およびコスト（以下「**損失**」）から防御し、補償するものとします。8.1 節(ii)項に基づく再販業者の義務は、以下の場合には適用されません。(a) 侵害の疑いのある SaaS オファリング、その一部または構成要素、またはそれらの修正が、エンドユーザーが行った変更またはエンドユーザーのために第三者が行った変更に関連する範囲内の場合、(b)再販業者が提供した SaaS オファリングの未変更の現行バージョンを使用することによって侵害請求を回避できた場合、(c)侵害の申し立てが、再販業者から提供されていない情報、設計、仕様、指示、ソフトウェア、データ、または素材に基づいている場合、または、SaaS オファリング内または SaaS オファリングからエンドユーザーがアクセスできる第三者のポータルまたはその他の外部ソース（例：ハイパーリンクを介してアクセスできる第三者ウェブページ）からの素材または第三者製品に基づく場合、(d)侵害請求が、再販業者が提供していない素材、製品またはサービスとの組み合わせに基づく場合、または(e) SaaS オファリングに関連して、エンドユーザーが再販業者に素材、デザイン、ノウハウ、ソフトウェア、またはその他の知的財産を提供し、再販業者に SaaS オファリングに関連して同じものを使用するよう指示したことにより、侵害請求が発生した場合。

8.2. **エンドユーザーによる補償。**エンドユーザーは、損失が以下に関連する、または以下に起因する範囲において、再販業者およびその役員、取締役、従業員、および代理人を補償し、防御するものとします。(i)エンドユーザーによる適用法違反。(ii)エンドユーザーの知的財産が第三者の知的財産権を侵害または悪用しているという申し立て。(iii)エンドユーザーが負担する税金。(iv)エンドユーザーおよびエンドユーザーの**関係会社**による本サービスの使用（ただし、かかる使用が本項に基づく補償請求の唯一かつ直接的な原因である場合に限り）。

8.3. **相互の義務。**本第 8.3 節に従って補償が求められている当事者（「**補償当事者**」）は、以下の条件でのみ、補償当事者から補償を求める当事者（「**被補償当事者**」）を補償するものとします。(i)被補償当事者が、第 8.0 節に基づく補償の有効な請求権を有すること。(ii)被補償当事者が損失の通知を補償当事者に速やかに提供すること。

(iii)被補償当事者が、かかる損失の防御および和解の支配権を速やかに補償当事者に提供すること（補償当事者が費用負担及び弁護士を選択を行うものとする）。ただし、被補償当事者がそのような通知を怠っても、補償当事者がかかる不履行によって重大な不利益を受ける場合を除き、補償当事者が本契約に基づく義務から解放されるわけではではありません。被補償当事者は、かかる請求の防御または和解において、補償当事者の要請および費用負担により、補償当事者が上記を実行するために必要な情報または資料を提供することを含め、補償当事者に全面的に協力するものとします。補償当事者は、和解が被補償当事者の過失を認めることまたは支払いを必要とする場合、被補償当事者の事前の書面による同意なしに、かかる請求の和解または妥協に踏み切らないものとします。

9.0 機密情報。

9.1. 機密情報の定義。「機密情報」とは、いずれかの当事者、その関係会社、取締役、役員、従業員、および代理人（以下、総称して「代表者」）が、あらゆる時点において、当事者間の関係を見越して、または当事者間の関係において、直接的または間接的に、書面、口頭、または有形物の検査によって相手方またはその代表者に開示した、当該当事者の事業に関連する情報を意味するものとします。これには、技術、マーケティング、計画された機能、市場戦略、財務、従業員、計画、製品ロードマップ、サービスまたは製品の購入、性能契約および文書、性能結果、価格に関する情報およびその他の機密または専有の情報（合理的な人なら機密または専有情報であると理解できる情報を含むが、これらに限定されない）が含まれますが、これらに限定されるものではありません。ただし、いずれの当事者の機密情報にも、以下の情報は含まれません。(i)公知のもの、および開示当事者が開示時点より前にパブリックドメインで一般に利用可能にしたもの。(ii)公に知られるようになったもの、および受領当事者に開示した後、受領当事者の作為または不作為によらず、開示当事者が一般に利用可能にしたもの。(iii)開示当事者による開示の時点で第三者の守秘義務に違反することなく、受領当事者が既に所有していた情報であり、事前所有の立証責任は、かかる事前所有を主張する当事者にあるもの。(iv)受領当事者が、当該第三者の守秘義務に違反することなく、当該第三者から取得するもの。(v)受領当事者が、開示当事者の機密情報を使用または参照することなく独立して開発し、独立した開発の証明の責任は、そのような独立した開発を主張する当事者にあるもの。

9.2. 機密情報の開示。各当事者は、以下を行うものとします。(i)相手方当事者のすべての機密情報を秘密に保持し、本契約に基づいて提供されるサービスに関連して許可された場合にのみ使用する。(ii)開示当事者の機密情報の不正な開示を防止するために、受領当事者が同様の性質の機密情報に関して使用するのと同じ注意を払い、いかなる場合も、合理的なビジネスパーソンが同様の状況下で払う注意よりも軽微であってはならない。(iii)第9.4節に基づく義務の履行と併せて、裁判所命令または適用法を遵守するために必要な機密情報のみを開示する。(iv)機密情報を、職務を遂行するためにそのような情報を知る必要があり、その機密性について知らされ、本 EUSA の機密保持義務と同等以上の機密保持義務に同意し、拘束されている代表者にのみ開示する。各当事者は、それぞれの代表者による本 EUSA の違反に対して責任を負うものとします。機密情報は、適用法で要求されない限り、相手方当事者の書面による事前の同意なしに第三者に開示されないものとします。

9.3. 差止命令による救済。各当事者は、当事者が第9.0節に基づく守秘義務に違反し、または違反する恐れがある場合、金銭的損害賠償では完全に救済されない回復不能な損害を非違当事者に与える可能性が高いことを認めます。したがって、各当事者は、非違当事者が、実際の損害を証明する必要なしに、そのような実際の違反またはそのおそれを防止するために必要または適切な差止命令による救済またはその他の衡平法上の救済を求めることができると同意します。各当事者は、そのような実際の違反または違反のおそれが発生した場合に保証金を差し入れる要求を放棄します。

9.4. 法的手続。いずれかの当事者が、証人喚問、文書提出要求、裁判所命令、政府機関による情報開示要求もしくは公式照会への回答要求（「法的手続」）の通知を受けた場合、その受領者は、法律で認められていれば、相手方当事者が保護命令またはその他の救済措置を求めることができるよう、相手方に速やかに通知するものとします。各当事者は、本契約に関連する第三者からの通知または問い合わせに対応するために、相手方当事者と協力することに同意します。

10.0 責任の免除と制限。

10.1. 責任の制限。以下の制限は、(i)守秘義務違反、(ii)いずれかの当事者の知的財産権の侵害、または (iii)いずれかの当事者の補償義務には適用されないものとします。

- (a) 法律で認められている最大限の範囲において、いずれの当事者も、契約、不法行為、またはその他の理論に基づくかどうかにかかわらず、間接損害、付随的損害、懲罰的損害、結果的損害、または特別損害（ビジネスの評判に対する損害、利益の損失、データの損失を含む）について、予見可能か否かにかかわらず、また当該当事者がその損害発生の可能性を通知されているかどうかにかかわらず、相手方当事者に対して責任を負わないものとします。

- (b) 法律で認められる最大限の範囲において、本契約に関連する各当事者の相手方当事者に対する累積責任の総額は、かかる責任が最初に発生した日より前の 1 年間、エンドユーザーに提供されるサービスに対して再販業者が支払うべき金額の合計を超えないものとします。

10.2. **訴訟提起の時間制限。** 形式を問わず、本契約に起因するいかなる請求または訴訟も、守秘義務違反または侵害に関連する請求または訴訟を除き、いずれの当事者も、訴因の発生から 2 年以上経過してから提起することはできません。

11.0 **準拠法、紛争解決。** 本契約は、抵触法の規定に関わりなく、スウェーデンの実体法に準拠するものとします。本契約に起因または関連して生じる紛争、論争、請求、またはその違反、終了または無効は、ストックホルム商工会議所仲裁研究所の仲裁規則 (Arbitration Rules of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce) に準拠し、仲裁によって最終的に解決されるものとします。仲裁地はスウェーデンのストックホルムとします。仲裁手続で使用される言語は英語とします。

12.0 一般条項。

12.1. **宣伝。** 再販業者は、エンドユーザーの名前、商標、またはロゴを、そのような使用を事前にエンドユーザーが書面で特に許可した場合を除き、マーケティング目的で使用してはなりません。

12.2. **第三者受益者。** 適用法で別途禁止されていない限り、本契約のいかなる条項も、本契約の当事者以外の個人または法人に法的または衡平法上の請求、権利、または救済を与えるものと解釈されるべきではありません。むしろ、本契約は、当事者の唯一かつ排他的な利益のためであることを意図しています。

12.3. **譲渡。** 本契約の条項は、当事者およびそれぞれの後継者を拘束するものとします。相手方当事者の書面による事前の同意なく、本契約に基づく権利または義務 (全部または一部) を譲渡、移転、または委任することはできません。ただし、(i) **関係会社**、または (ii) 合併、資産売却、株式売却その他による、当該当事者の事業および資産の全部または実質的に全部の譲渡に基づく場合を除きます。上記に違反した譲渡、移転、または委任の試みは、無効となります。

12.4. **通知。** 「通知」とは、当事者への書面による通知を意味し、本契約に別段の指示がない限り、電子メールでのみ送信されるものとします。再販業者への通知は、legalnotice@navexglobal.com 宛に送付されるものとします。エンドユーザーへの通知は、最新の注文確認書に記載されたエンドユーザーの電子メールアドレスに送信されるものとします。

12.5. **代理関係なし。** 本契約は、両当事者間にジョイントベンチャーまたはパートナーシップを創出するとは解釈されないものとします。いずれの当事者も、いかなる目的においても、相手方当事者の従業員、代理人、パートナー、または法定代理人とは見なされず、また、いずれの当事者も、相手方当事者に対していかなる義務または責任をも生じさせる権利、権能、または権限を有しないものとします。

12.6. 法令遵守。

(i) 各当事者は、本契約に基づく義務の履行に関連する適用法の遵守に責任を負うものとします。

(ii) 再販業者のサービスは、米国の制裁法の対象であり、米国財務省が保持する SDN リストに記載された当事者 (「**制限付き当事者**」)、または米国の制裁対象国 (最新リストは <http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx> で確認可能) に対して販売またはライセンス供与することはできません。エンドユーザーは、エンドユーザー、その代表者、またはエンドユーザーの知る限り、その**関係会社**の代表者のいずれも、OFAC またはその他の政府機関が管理する法律に従って、外国資産管理局 (OFAC)、財務省、またはその他の政府当局による調査 (「**制裁調査**」) の対象ではないことを表明し、保証します。エンドユーザーは、自社、自社の代表者、または**関係会社**の代表者が制裁措置調査の対象となった場合、速やかに再販業者に通知するものとします。エンドユーザーは、(a) 制限付き当事者、または (b) 当該米国制裁対象国の個人または団体の利益のために、本サービスへのアクセスを譲渡または提供しないことに同意するものとします。さらに、エンドユーザーは、制限付き当事者、またはかかる米国制裁国の個人または団体の利益のためにサービスを使用しないことに同意するものとします。エンドユーザーは、制限付き当事者によって直接的または間接的に所有されていないこと、支配されていないこと、所有していないこと、支配していないこと、または制限付き当事者として指名されていないことを表明し保証するものとします。再販業者およびその**関係会社**は、米国法に基づき制限付き当事者と取引を行うことはできません (最新リストは、<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/default.aspx> および <http://www.bis.doc.gov/index.php/the-denied-persons-list> に掲載されています)。

- (iii) エンドユーザーは、再販業者のサービスの使用が、米国国務省、商務省、国土安全保障省、財務省、および国防総省によって公布されたものを含むがこれらに限定されない、米国の輸出管理規制および要件すべてを遵守していることを表明し、保証します。本第 12.6 節への違反は、本契約への重大な違反であり、これには治癒期間は適用されないものとします。

12.7. **不可抗力。** いずれの当事者も、本契約に基づく義務の不履行または履行の遅延が、その合理的な支配を超える事象により発生した場合、およびその範囲において、責任を負わないものとします。これには、公共の敵または主権もしくは契約上の能力を有する政府機関の行為、戦争、火災、洪水、異常に厳しい天候、外部の電気障害、第三者のインターネットサービスプロバイダーおよび/または電気通信プロバイダーの制限または障害、インターネットサービスプロバイダーの性能または障害、再販業者のコンピューターシステムまたはインターネットサービスプロバイダーおよび電気通信プロバイダーを含むがこれらに限定されない第三者のコンピューターシステムに対するサイバー攻撃を含むテロ行為などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。影響を受ける場合、影響を受けた当事者は、かかる不履行または遅延の原因を回避または除去するために商業上合理的な努力を払うものとし、かかる原因が除去または解決されたときはいつでも、合理的な迅速さで本契約の履行を継続するものとします。

12.8. **権利放棄。** 本契約のいずれかの条項の違反に対する権利放棄または執行の遅延は、本契約の同じ条項またはその他の条項に対する事前、同時、または事後の違反に対する権利放棄を構成するものではなく、権利放棄当事者の権限のある正式代表者が書面で署名しない限り、権利放棄は有効とはならないものとします。

12.9. **存続。** その性質上、いずれかの当事者による本 EUSA の終了後も履行が必要となる契約条件（守秘義務、責任の制限、損害の除外、補償義務、準拠法、およびその性質上、本 EUSA の終了後も合理的に延長されるその他の条項または部分的な条項を含むがこれらに限定されない）は、理由のいかんを問わず、本 EUSA の終了後も引き続き執行可能であるものとします。

12.10. **分離可能性。** 本契約のいずれかの条項が準拠法に抵触する場合、またはいずれかの条項が管轄権を有する裁判所によって無効と判断された場合、(i)かかる条項は、適用法に従って当事者の当初の意図を可能な限り反映するように修正されたものとみなされ、かつ(ii)本契約の残りの条項、規定、約款および制限事項は、引き続き完全に効力を有するものとします。

12.11. **完全合意。** 本契約は、両当事者間の完全な合意を構成し、本契約の主題に関する書面または口頭による従前または同時期のすべての合意、提案、提案依頼に対する応答、表明、および保証（事前の非開示または機密保持契約を含む）に優先し、両当事者が別途書面で明示的に合意しない限り、第 9.0 節に定める条件に置き換えられるものとします。本契約は、各当事者の正当な権限を有する代表者が署名した書面でのみ変更または修正することができます。その他の行為、使用、慣行は、本契約を修正または変更するとはみなされないものとします。

12.12. **セクション見出し。** 本セクションの見出しは参照のみを目的としており、本 EUSA の意味または解釈にいかなる形でも影響を与えないものとします。

12.13. **複本。** 両当事者は、注文確認書を複本で執行することができます。スキャンされ、電子メールで送信された署名済みコピーまたは電子署名の交換は容認されます。そのような交換の場合、注文確認書は拘束力を持つものとし、スキャンおよび電子メールで送信された署名済みコピーまたは電子署名は、そのような注文確認書の存在の許容可能な証拠を構成するものとします。

別紙 A：データ処理覚書

本データ処理覚書（「DPA」）は、再販業者および/または再販業者の復処理者による個人データの処理に関する諸条件を定めています。本契約に従ってエンドユーザーにサービスを提供する過程で、再販業者（「処理者」）はエンドユーザーの個人データを処理することができ、したがって、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 2016/679（「GDPR」）の意味における処理者と見なされる場合があります。

1. 定義

本 DPA で使用されているように、管理者は、個人データの処理の目的と手段を決定する契約に基づくエンドユーザーです。再販業者は処理者であり、エンドユーザーに代わって個人データを処理します。

本契約において定義なしで使用される用語（特に「」で囲まれた用語）は、文脈上別段の定めがない限り、本契約においてそれらに付された意味を有するものとします。

「**データ保護要件**」とは、GDPR（一般データ保護規則）およびその他の地方または地域のデータ保護法、データブライバシー法またはデータセキュリティ法を含む、当事者に適用されるすべてのデータ保護およびプライバシーに関する法律および規制を意味します。

「**データ主体**」とは、個人データの対象となる自然人です。

「**データ侵害**」とは GDPR 第 4.12 節の意味におけるセキュリティ違反です。

「**ユーザー**」とは、定義されたユーザー権限を使用して、本契約に従って本サービスを使用し、メッセージにアクセスし、ケース管理ツールでメッセージを管理することを管理者から承認されている個人です。

「**個人データ**」は特定された、または識別可能な自然人に関するデータであり、附属書 1 にさらに規定されているように、本契約の文脈において何らかの方法で処理者によって処理される、または処理される予定のものであります。

「**復処理者**」とは、管理者に代わって特定の処理を実行するために処理者によって契約された人、および下請け業者として、および管理者に代わって個人データを処理する人です。

「**処理**」とは、個人データの収集、記録、整理、保管、更新、修正、アクセス、相談、使用、転送による提供、配布またはその他の形式の供給、編集、リンク、ならびにデータの保護、削除または破棄を含むがこれらに限定されない、個人データに関わるあらゆる活動または活動の組み合わせをいいます（「処理」および「処理された」は同じ意味を有するものとします）。

「**管理者データ**」とは、本サービスに提出された個人データを含むすべてのエンドユーザーデータであり、本サービスを通じて報告する人との対話における情報および調査目的で収集および保存されるすべてのデータが含まれます。

2. 全般

- a. 「処理者」は、第三国（EU 域外の国）または国際組織への個人データの移転に関しても、本 DPA の条件に従い、かつ管理者の文書化された指示にのみ従って個人データを処理することを約束するものとします。ただし、処理者は、処理者が従うべき連合法または加盟国法によって要求される場合、個人データを処理することができます。そのような場合、処理者は、公共の利益の重要な理由でそのような情報を禁止する法律がない限り、処理前に法的要件を管理者に通知するものとします。
- b. 「処理者」は、個人データの処理権限を与えられた者が守秘義務に拘束されるか、または適切な法定守秘義務を負っていることを確実にすることを含め、個人データの処理に関連するデータ保護要件に従って、適切な注意を払って個人データを適切に処理するものとします。

- c. 管理者は、本サービスの使用において、データ保護要件に従って個人データを処理するものとします。個人データの処理に関する管理者から処理者への指示は、データ保護要件に準拠するものとします。
- d. 管理者の指示が GDPR の要件またはその他のデータ保護要件に抵触すると判断した場合、処理者は直ちに管理者に通知します。
- e. 処理者は、本契約に記載されているように、管理者にサービスを提供するために必要な範囲でのみ処理を実行するものとし、詳細は付属書 1 により規定されています。
- f. 処理者は、本契約に関連して処理者に提供された個人データを、(i) 本契約の履行、または (ii) 法定義務の遵守に必要な期間を超えて保持しないものとします。付属書 1 には、適用される保存期間が記載されています。
- g. 処理者は、管理者が処理者との取り決めを遵守しているかどうかを監視できるように、本契約の履行における将来の変更について管理者に通知する義務を負います。これには、「復処理者の使用」および「変更」セクションの規定を損なうことなく、(新規) 復処理者の関与も含まれます。
- h. 処理の性質および利用可能な情報を考慮して、処理者は、GDPR の第 32 条から第 36 条に基づく義務を管理者が果たすことを支援するものとします。

3. 復処理者の使用

処理者は、本 DPA の日付の時点で既に契約している復処理者を、次のリンク (<https://whistleb.com/sub-processors/>) に記載されているとおり、引き続き使用することができます。前述のリンクには、該当する各サービスに対する新しい復処理者の追加に関する通知をサブスクライブするメカニズムが含まれており、管理者はこれをサブスクライブすることができます。このメカニズムを通じて提供されるこのような更新は、データ保護要件で義務付けられている、新しい復処理者の追加に関する変更の通知として機能します。

処理者は、本第 3 章に定める手順に従って提案された復処理者による処理の少なくとも 30 日前までに、復処理者のリストの変更（交換なしでの復処理者の削除を除く）について、事前に管理者に通知します。復処理者による個人データの処理に関連して管理者が合理的な異議を有する場合、管理者は、管理者が通知を受領してから 30 日以内に処理者 (privacy@navexglobal.com) に文書で通知することにより、処理者による復処理者の使用に異議を唱えることができます。この場合、両当事者は、誠意をもって解決策を協議するものとします。処理者は、以下を選択することができます。(i) 管理者の個人データを処理するために復処理者を使用しない、または(ii) 異議申し立てにおいて管理者が要求した是正措置を講じ、復処理者を使用する。これらのオプションのいずれも合理的に不可能であり、管理者が引き続き異議を唱える場合、処理者は、本サービスの該当部分の終了を管理者に通知することができます。

処理者は、本 DPA に規定されているのと同じデータ保護義務を契約により各復処理者に課し、処理がデータ保護要件を満たすような方法で、適切な技術的および組織的措置を講じるための十分な保証を提供するものとします。

処理者は、本 DPA の条件に基づいて各復処理者のサービスを直接処理者が実行する場合に処理者が責任を負うのと同じ程度まで、復処理者の作為および不作為に対して責任を負うものとします。

4. セキュリティ

処理者は、個人データを損失やあらゆる形態の違法な処理から保護するために、適切な技術的および組織的措置を実施するものとします。最先端の技術とその実装の費用を考慮すると、これらの措置は、処理に関連するリスクと保護されるべき個人データの性質を考慮して、適切なセキュリティレベルを保証するものです。この措置は、部分的には、不必要な収集とさらなる処理を防ぐことも目的としています。処理者は、措置を文書で記録し、本項で言及されているセキュリティが GDPR に基づくセキュリティ要件を満たしていることを保証するものとします。さらに、処理者は、GDPR 第 32 条に基づいて必要とされるその他すべての措置を講じます。

要求に応じて、処理者は、個人データのセキュリティの（組織）に関する情報を管理者に書面で提供します。

5. データ侵害およびセキュリティ侵害を報告する義務

法律で認められている範囲内において、処理者は、データ侵害に気付いた場合、不当な遅滞なく管理者に通知するものとします。利用可能な範囲において、当該通知は、関係するデータ主体のカテゴリおよびおおよその数、ならびに関係する個人データ記録のカテゴリおよびおおよその数を含む、事案の性質を説明するものとします。

処理者は、次のことを行うものとします。(i)セキュリティ関連事案の調査と解決のために管理者に合理的に協力する。(ii)当該セキュリティ関連事案の原因を特定し、是正するために合理的な努力を払う。(iii)セキュリティ関連事案の進展について管理者の認識を最新の状態に維持する。管理者の要請に応じて、処理者は、可能な限り、所轄官庁およびデータ主体に通知することに協力するものとします。

6. 監査

処理者は、管理者からの要請に応じて、独立した IT 監査人または専門家に、処理者が本契約および DPA に定義されている個人データの機密性、完全性、可用性およびセキュリティに関する規定を遵守していることを確認するために、処理者の組織に関する監査（検査を含む）を実施させる必要があります。さらに、処理者は、GDPR 第 28 条に定められた義務の遵守を実証するために必要なすべての情報を管理者に提供するものとします。

処理者は、毎年のペネトレーションテストおよび独自の情報セキュリティ監査に責任を負い、その費用を負担します。要求に応じて、処理者は、IT 監査人または専門家の調査結果を第三者による覚書の形で管理者が利用できるようにする義務があります。

監査中に、処理者が本契約および DPA の規定を遵守していないことが判明した場合、処理者は、遵守を確保するために合理的に必要なすべての措置を講じるものとします。

7. 国際転送

欧州連合、欧州経済領域およびその加盟国、スイス、英国から、上記の地域のデータ保護法上の意味において適切なレベルのデータ保護を保証しない国へ、本 DPA に基づき管理者の個人データを移転する場合、両当事者は、欧州委員会の標準契約条項を含むデータ保護要件に従って移転が行われることを保証するために必要な措置を共同でとるものとします。

8. 調査依頼

処理者が監督官庁、政府機関、捜査当局、検察当局、国家安全保障当局から個人データの提供（アクセス）を要求または命令された場合、処理者は適用法で許可されている範囲において、不当な遅滞なく管理者に通知するものとします。処理者は、要求または命令に対処するにあたり、管理者の指示（要求または命令の対処の全部または一部を管理者に委ねる指示を含む）をすべて遵守し、管理者に対して合理的に必要なすべての協力を提供します。

要求または命令により、処理者が上記に基づく義務を遵守することが禁止されている場合、処理者は管理者の合理的な利益を促進するものとします。

9. データ主体の権利

処理者は、データ主体から、データ主体のアクセス権、修正権、処理の制限、消去（「忘れられる権利」）、データポータビリティ、処理への異議、自動化された個々の意思決定の対象とならない権利を行使する要求（「データ主体の要求」）を受け取った場合、速やかに管理者に通知するものとします。処理者は、処理の性質を考慮し、サービスの使用において管理者がデータ保護要件で要求される個人データへのアクセスまたはデータ主体の権利を独自に管理する能力を持たない範囲で、適用されるデータ保護法に基づくデータ主体の要求に対応する管理者の義務を果たすために、可能な限り、適切な技術および組織的手段によって、管理者を支援するものとします。データ主体が、データ保護要件に基づく権利の行使に関連して、個人データの修正、削除、またはブロックを処理者に直接要求した場合、処理者はかかるデータ主体を管理者に照会するものとします。

10. 補償および限定責任

処理者は、管理者が被った、本 DPA に基づく処理者の処理活動から直接生じた直接の損害、請求、および損失に対して、管理者を補償し、補償を維持するものとします。これに反するいかなる事項にもかかわらず、本 DPA に基づく補償義務は、引き続き EUSA 第 10 条に定める責任制限に従うものとします。複数のクレームが存在しても、そのような制限は拡張されません。

11. 変更

データ保護要件の変更により、この DPA がデータ処理契約の適用要件を満たさなくなった場合、かかる新規または追加の要件を満たすために、両当事者は必要な書面での変更を実装するために協力するものとします。

12. 期間と終了

本 DPA の条件は、本契約の条件と同等です。本 DPA は、本契約とは別に終了することはできません。

管理者は、期間中、管理者データにアクセスしてダウンロードし、保存することができます。すべての管理者データは、サービスの満了または終了から 45 日以内に削除され、バックアップに保存された管理者データは、処理者のバックアップおよび保持サイクルに従って上書きされるものとします。個人データを保存する法的義務がない限り、処理者（および復処理者）は、本契約の終了または満了後および個人データの引き渡し後、不当に遅滞することなく、すべての個人データ（バックアップコピーを含む）を安全かつ確実な方法で削除または破棄するものとします。

13. 準拠法および紛争

本 DPA およびその履行は、本契約の準拠法および紛争解決に関する関連条項の対象となります。

14. 連絡先情報

管理者が処理者への連絡を希望する場合、またはこの DPA に基づき管理者が書面により処理者に通知する必要がある場合は、次の処理者に連絡してください。

WhistleB Whistleblowing Centre AB
PO Box 70396,
107 24 Stockholm
Sweden
電子メール：privacy@navexglobal.com

附属書 1：データ処理の詳細

データ管理者

データ管理者とは、DPA を締結している法人を指します。

データ処理者

処理者とは、本契約に規定されたサービスの提供者であり、管理者の指示により、本契約の条項に従って個人データを処理する者をいいます。

データ主体のカテゴリ

データ主体とは、管理者から本サービスへのアクセスを許可されたすべての人を指します。

処理される個人データのカテゴリ

本サービスによって取得される個人データは、以下のカテゴリのデータに関するものです。

- 氏名、役職、職位、所在地、勤務先、組織との関係、電子メールアドレス、電話番号。
- 内部告発者ホットラインの報告については、上記に加えて、以下のようなものも取得される可能性があります。
 - 違反の疑いについて報告者が報告した事実（違反の疑いが生じた方法と場所、報告者が違反の疑いについて知った方法など）、
 - 違反の疑いのある行為に関与したとされる個人の身元、職能および連絡先の詳細、および
 - 違反の疑いに関する情報を提供できる個人の身元、職能、連絡先。

特別カテゴリの個人データ

本サービスによって取得される個人データは、以下のような特別カテゴリのデータに関するものです：

本サービスの管理者、報告者、または認定ユーザーは、人種または民族的出自、政治的意見、宗教的または哲学的信念、労働組合への加入、および健康または性生活に関するデータの処理を含む可能性がある個人データを明確にすることを目的に、特別カテゴリのデータを本サービスに提出することができ、その範囲はデータ提出者の独自の裁量で決定および管理されます。

データ保護責任者

処理者は、データ保護要件によって任命が義務付けられているデータ保護オフィスを任命しました。任命された人には、privacy@navexglobal.com から連絡できます。

保管期間

報告が終了すると、管理者データは削除またはアーカイブのスケジュール設定から 30 日後に永久に削除され、復元できなくなります。ユーザー名などの個人データは、アカウントが削除されると削除されます。終了に伴う管理者データの削除は、第 12 条に取り上げられています。

追加のセキュリティ対策

処理者は、個人データの安全性を確保します。処理者は、いかなる場合も事前の許可なしには管理者の暗号化されたデータにアクセスすることができないため、コンテンツに関する報告者データにアクセスすることはできません。

定期的なバックアップ

本サービスは、Microsoft Azure データセンターを通じて管理者に配信され、それぞれが 24 時間 365 日稼働するように設計されており、それぞれが停電、物理的な侵入、およびネットワークの停止から運用を保護するためにさまざまな手段を採用しています。個人データは、暗号化された通信のほか、定期的なペネトレーションテストを含む脅威を管理し軽減する訓練を通じて安全に保たれます。

データベースと BLOB ストレージ（ログ、バックアップ、報告の添付ファイルに使用）はフェイルオーバーノードで複製され、Microsoft Azure のプライマリデータセンター内に 3 つのコピーが保存されます。

システム運用

本サービスの可用性、パフォーマンス、セキュリティは 24 時間 365 日監視され、アラートはサポートマネージャーと再販業者管理チームに送信されます。本サービスへの管理アクセスには、多要素認証が使用されます。個人データへのアクセス、管理、削除に関する情報、およびデータのプライバシーとセキュリティに関する詳細情報については、オンラインの WhistleB Trust Centre (<https://whistleb.com/trust-centre/>) をご覧ください。

1. サービス規約。

1.1. 顧客データの暗号化。顧客データは、本サービスに保存される際に、実行中でも保存時でも暗号化されません。顧客データは、本サービスの開始時に顧客が設定し、本サービス内の顧客データを復号化するために顧客が使用する「セカンダリパスワード」を使用することにより、顧客がアクセスできます。セカンダリパスワードはケースマネージャー間で共有され、顧客が報告へのアクセスおよび管理を許可したいケースマネージャーとセカンダリパスワードを共有することは、顧客の責任となります。セカンダリパスワードを紛失した場合、顧客は、本サービスの開始時に顧客に提供されるバックアップ暗号化ファイルを使用して、顧客のデータを復元してアクセスすることができます。顧客は、顧客のバックアップ暗号化ファイルの使用および安全な保管を含む、安全なパスワード管理に責任を負います。WhistleB は、顧客データの復号化に必要な顧客の暗号キーを知らず、復号化された顧客データへのアクセスが顧客によって書面で承認されない限り、顧客データにアクセスすることはできません。**セカンダリパスワードとバックアップ暗号化ファイル双方の紛失は、顧客データにアクセスできなくなることを意味します。**WhistleB は、顧客によるセカンダリパスワードおよびバックアップ暗号化ファイルの紛失に関連する顧客データの損失について責任を負いません。

1.2. 顧客データへのアクセス。期間中、顧客は、本サービス内に存在する顧客データが本サービス内で維持されるか、削除されるかを決定する単独の責任を負うものとします。WhistleB は、顧客によって、または顧客の指示に従って削除、消去、上書き、またはその他の方法で破棄された顧客データに関して、いかなる責任、負担、または義務も負いません。顧客は、本契約期間中、顧客データにアクセスし、ダウンロードし、保存することができるものとします。本契約が終了し、終了の効力発生日から 30 日以内に顧客から要請があった場合、WhistleB は顧客の費用と負担で、本サービス内にその時点で存在するすべての暗号化された顧客データのコピーを作成し、顧客に引き渡すものとします。

1.3. 復処理者。

ホスティング場所：欧州連合(EU)

顧客は、以下のリンクに記載されている該当する復処理者の使用に同意するものとします。
<https://whistleb.com/sub-processors/> 上記のリンクには、該当する各サービスへの新しい復処理者の追加に関する通知をサブスクライブするメカニズムが含まれており、顧客はこれをサブスクライブすることができます。このメカニズムを通じて提供されるアップデートは、いかなる規定にもかかわらず、新しい復処理者の追加に関する変更の通知として機能するものとします。

顧客はさらに、追加の復処理者に同意するものとします。

WhistleB Whistleblowing Centre AB
PO Box 70396,
107 24 Stockholm
Sweden
電子メール：privacy@navexglobal.com